

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令案」(仮称) 概要

第一 抑制の対象となる特定地域内学部収容定員の算定方法【法第 13 条本文関係】

大学の学部・・・当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員。以下同じ。）のうち特定年次（学生が主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなる年次。以下同じ。）に係るものを合算

短期大学の学科・・・当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算

(例) A 学部の特定地域内学部収容定員
 = B 学科の年次別収容定員 (3 年次の 100+4 年次の 100) + C 学科の年次別収容定員 (3 年次の 100+4 年次の 100) = 400 人

		A 学部				
		4 年次		4 年次		
		100		100		
B 学 科	3 年次	100		100	C 学 科	3 年次
	2 年次	100		100		2 年次
	1 年次	100		100		1 年次
	100		100			

※灰色部分が特定地域内に存在する定員

第二 スクラップ&ビルドや合併による特定地域内学部等収容定員の算定方法【法第 13 条第 1 号関係】

大学の学部・短期大学の学科・・・特定地域内学部収容定員から、本法令の施行後に抑制の例外措置を使って増加させた収容定員を控除

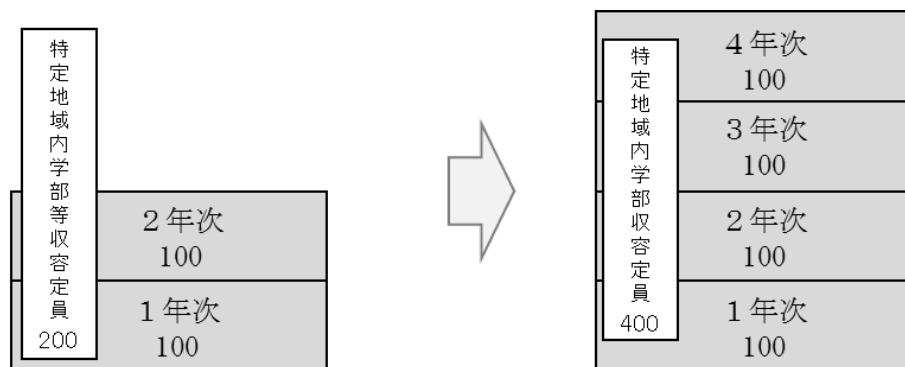
高等専門学校の学科・・・当該学科（第 4 学年・第 5 学年に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから、平成 32 年 1 月 1 日以後に増加させた収容定員を控除

専修学校の専門課程・・・上記 2 つの算定方法の例に準じて算定

第三 スクラップ&ビルドや合併に当たってのしる手続と増加できる特定地域内学部収容定員の数【法第 13 条第 1 号・第 2 号関係】

1. 特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を行う前に、文部科学大臣にその旨及びその時期を届け出るものとする。
2. 増加させることができる特定地域内学部収容定員の数は、減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、修業年限が長くなる場合や専修学校の専門課程の収容定員を減少させる場合に応じた例外を定める。

(例) 2年制の短期大学の学科を廃止し、4年制の大学の学部を設置する場合



$$(200人/2年) \times \{(4年 - 2年) + 2年\} = 400人$$

※灰色部分が特定地域内に存在する収容定員

第四 その他の特定地域内学部収容定員の抑制の例外事項【法第13条第3号関係】

1. 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合
2. 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合
3. 修業年限を延長させる場合 (例) 学部の修業年限を4年から6年にする場合
4. そのほか上記に準ずる場合

第五 経過措置により特定地域内学部収容定員の抑制の例外となる事項

- (1) 【法附則第3条第1号関係】
平成31年3月31日までに文部科学大臣の認可を受けた場合に例外となる事項
…特定地域内における大学の設置、大学の学部の設置、私立大学の収容定員の総数の増加を伴う収容定員に係る学則の変更その他の学校教育法上の認可事項
- (2) 【法附則第3条第2号関係】
平成36年3月31日までに文部科学大臣の認可を受けた場合に例外となる事項(専門職大学等)
…特定地域内における専門職大学の設置、専門職大学の学部の設置、私立の専門職大学の収容定員の総数の増加を伴う収容定員に係る学則の変更その他の専門職大学等に係る学校教育法上の認可事項
- (3) 【法附則第3条第2号関係】
専門職大学及び専門職短期大学に準ずるもの
…大学の学部・学部の学科又は短期大学の学科のうち、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの
- (4) 【法附則第3条第3号関係】
文部科学大臣に届出を行った場合に例外となる事項とその届出の期限
…特定地域内における授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない大学の学部の設置、公立大学の収容定員に係る学則の変更その他の学校教育法上の認可事項以外の事項であって平成31年12月31日までに行われるものについて、平成30年12月31日までに文部科学大臣への届出を行った場合

(5) 【法附則第3条第4号関係】

抑制の例外とされる相当程度の準備は、内閣府令・文部科学省令で定める①意思決定、②公表、③支出の三つ全てを行っているもの

(6) 【法附則第4条関係】

特定地域内における授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない専門職大学の学部の設置、公立の専門職大学の収容定員に係る学則の変更その他の専門職大学等に係る学校教育法上の認可事項以外の事項であって平成36年12月31までに行われるものについて、平成35年12月31日までに文部科学大臣への届出を行った場合